

社会保障言論

「地域保険」の
枠を超えて



この4月で介護保険制度は、満20歳を迎える。歩みを振り返り、先行きを考える節目である。

保険料負担に
耐えられるか

介護保険法は1997年12月に成立し、準備期間を置き2000年度から施行された。公費頼みでサービスは絶対的不足の「措置制度」から5番目の社会保険創設は画期的な転換だった。

それから20年、各種の指標は順調な成長を示す。給付費は3倍、65歳以上の第1号被保険者の月額保険料は2倍、要支援・要介護の認定者は3倍、利用者は3・6倍に上る(図表参照)。

この先、65歳以上人口は40年度にほぼピークの3921万人、給付費は25・8兆円に膨らむと推計される。しかも、親族の助けを得にくい独り暮らしや夫婦のみ世帯が増え続ける。

給付費は、公費と保険料で折半する。保険料は65歳以上の第1号と40〜64歳の第2号が人数割で賄う。第1号は施行時の約2165万人から3492万人(18年4月末)へ急増、第2号は約4308万人(00年度月平均)から

図表 介護保険・主な指標の推移

	2000年4月末	最新統計
総給付費	約3.6兆円(11カ月分)	約10.8兆円(19年度予算案)
65歳以上・月額保険料	全国平均 2,911円	5,869円(18~20年度)
65歳以上被保険者数	2,165万人	3,492万人(18年4月末)
要介護の認定者数	218万人	644万人(18年4月末)
サービス利用者数	149万人	540万人(18年4月末)

厚生労働省の介護保険事業状況報告等から引用・作成

4200万人(16年度同)に逡減した。それだけ第1号の割り勘払いに頼る。

第1号保険料は25年度で早くも8165円と試算されるが、国民年金はマクロ経済スライドによる抑制で、将来的に実質3割減と予測される。老後を主に国民年金で暮らす非正規労働者、零細自営業者らが負担増に耐えられるかどうか。

介護保険は、国民年金の普及に伴う引退生活者の支払い能力の向上をひとつの条件に成立した。その逆の事態が待ち受ける。

現金給付の是非論も再燃か

保険料については40歳から20歳納付への拡大案が何度も議論されたが、社会保険では給付の見返りのない負担を課すのは至難の業だ。

とりわけ「障害者総合支援法」が13年度に施行され、介護・介助に加え就労支援や社会参加の枠組みができた。つまり介護保険とのすみ分けが明確にされ、20歳納付への切り替えはさらに難しくなった。

このため、給付を抑え込む圧力はさらに強まる。現物(サービス)給付の仕組みに現金給付の選択肢を加える提案も、その一環であろう。当初は保険制度と各種サービスを二人三脚で普及させるためにも、現金給付は避ける必要があった。在宅、施設の両面で種類も量もかなり整った現状から、家族で親や配偶者の世話をする代わりに「現金を」(現金給付)という声を軽視はできない。

ドイツ介護保険は、給付費抑制の狙いを込め、発足時から現金給付を設けた。ただし、サービス給付相当額の45%程度の金額、家族介護者を「労働者」と位置づけ、週14時間以上の介護、ほかの仕事で週30時間以上は働けない、各種社会保険に加入可能等の条件付きである。現金給付を選ぶ割合は給付費の半分程度で、外国人労働者を家政婦として雇うためにも使われている。

日本で導入した際、その条件にもよるが、給付費を抑える効果があるのか、女性を介護に縛り付けるのか、賭け事や飲酒に使われるだけ、などの批判が再燃するに違いない。

小、中学校の校区を原点に

介護保険の保険者は住民に最も身近な市町村に統一された。独自の給付引き上げ(上乘せ)、制度外のサービス(横出し)を認め、その費用を含め市町村は第1号の保険料を自主的に決められる。「地方分権の試金石」と呼ばれた。

制度創設に先立ち介護基盤の整備に取り組んだ1990年度からの「ゴールドプラン」、95年度からの「新ゴール

ドプラン」は、各種の介護サービスを小、中学校の校区を基本に配置した。

2012年度に導入された「地域包括ケアシステム」は、その総合化の試みだ。やはり概ね人口1万人、中学校区を想定し、次のような目標を定めた。①24時間対応の在宅医療との連携強化②定期巡回随時対応型介護看護など介護サービスの拡充③予防の推進④見守り・配食・買い物など多様な生活支援と財産管理などの権利擁護⑤高齢者の住まいの整備――。

介護保険の枠組みを超え、生活困窮者や障害者らも視野に「地域共生社会」を目指す大作業である。

介護保険は制度論議の段階から、各地で市民運動が活発になり、「介護の社会化」を求め法律制定を強力に後押しした。あの熱気を取り戻すのは難しいが、「我が町」と実感できる小、中学校区に立ち戻り、行政も住民もやり直すほかないのだろう。

■宮武 剛(みやたけ 剛)

毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学・大学院の教授を経て、一般財団法人日本リハビリテーション振興会理事長、財務省「財政制度等審議会」委員やNPO「福祉フォーラムジャパン」副会長も務める。